許可番号　　柏保　　第　0410　号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名
(法人にあっては名称)　株式会社クオリティー

営業所の名称　株式会社クオリティー

営業所の所在地　柏市若柴２７６－１
中央１５６街区１

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第３９条第１項の規定により、高度管理医療機器等の 販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

平成　27　年　2　月　9　日

柏市長　　秋山　浩保

有効期間　平成　27　年　2　月　9　日から
平成　33　年　2　月　8　日まで

（教示）
この処分（以下「処分」という。）に不服があるときは，処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に，柏市長に対して異議申立てをすることができます。なお，処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内でも処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると，柏市長に対して異議申立てをすることができなくなります。また，処分の取消しの訴えは，処分（あなたが処分について異議申立てをしたときは，これに対する決定（＊再審査請求ができる処分については，「あなたが処分についての再審査請求もしたときは，これに対する裁決」を加筆してください。以下同じ。））があったことを知った日から６か月以内に，柏市（代表者は柏市長）を被告として提起しなければなりません。なお，処分（あなたが処分について異議申立てをしたときは，これに対する決定）があったことを知った日から６か月以内であっても，処分（あなたが処分について異議申立てをしたときは，これに対する決定）の日から１年を経過すると，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。